

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則
 (別表 外国株券等に関する手数料及びその料率) の一部改正について

2020年9月11日
 株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

外国株券等保管振替決済制度における外国株券及び外国株式の保管手数料は、売買単位ごとにその料率を定めている。先般、金融商品取引所において、過去1年間の終値の平均に基づき実施する売買単位の定期見直しが廃止となったことに伴い、現在の取扱銘柄の価格水準及び保管残高に係る状況を踏まえ、売買単位が1株の銘柄について指定銘柄となる価格を追加することとし、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（別表 外国株券等に関する手数料及びその料率）の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

保管手数料を次のとおり改正する。

改正後		改正前	
a. 売買単位が1株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1株につき 180/365円 (10万株を超える分については 1株につき 60/365円) ただし、機構が別に定めるところにより算出する価格が以下に掲げる指定銘柄となる価格に該当する場合には、以下に定めるところによるものとする。		a. 売買単位が1株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1株につき 180/365円 (10万株を超える分については 1株につき 60/365円) ただし、機構が別に定めるところにより算出する価格が以下に掲げる指定銘柄となる価格に該当する場合には、以下に定めるところによるものとする。	
指定銘柄となる価格	各指定銘柄に係る徴収料率（1株につき）	指定銘柄となる価格	各指定銘柄に係る徴収料率（1株につき）
20万円以上 35万円未満	100/365円（10万株を超える分については 35/365円）	20万円以上 35万円未満	100/365円（10万株を超える分については 35/365円）

10万円以上20万円未満	70/365円（10万株を超える分については24/365円）	10万円以上20万円未満	70/365円（10万株を超える分については24/365円）
1万円以上10万円未満	35/365円（10万株を超える分については12/365円）	1万円以上10万円未満	35/365円（10万株を超える分については12/365円）
1千円以上1万円未満	15/365円（10万株を超える分については5/365円）	1万円未満	15/365円（10万株を超える分については5/365円）
100円以上1千円未満	2/365円（100万株を超える分については1/365円）		
100円未満	0.2/365円（1,000万株を超える分については0.1/365円）		

3. 施行日

令和2年10月1日から施行する。

以上